特定疾病にかかる自己負担限度額

特定疾病にかかる自己負担限度額は1万円です。ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上の方)とその70歳未満の被扶養者は、自己負担限度額が2万円となります。

対象特定疾病

- ①血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第WII因子障害又は先天性血液凝固第IX因子障害
- ②人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)

注意事項

特定疾病の高額療養費の特例は、保険者の認定を受けることにより該当し、発効期日から有効となります。

※発効期日は申請月の初日(健康保険加入月の場合は資格取得日)となります。

記入例

- むまる。

 ・番号は、保険証等に記載されています。
- 2 送付希望先

入院され自宅で受療証の受け取りができない場合などにご記入ください。

不備等により書類をお返しする場合もこの送付先に送付します。